



# 米国特許保護適格性の 審査ガイドラインにおける 抽象アイデアの判断事例の説明

JIPAソフトウェア委員会 第1小委員会



## 目次

### ◆ 特許適格性の判断基準

- 判断の根拠
- 判断フロー
- Abstract idea(抽象アイデア)
- Significantly more(遥かに超える)
- ガイドラインの発行状況

### ◆ 抽象アイデアが判断された事例の説明





## 特許適格性の判断の根拠

### ◆ Statutory Subject Matter (法定カテゴリ)

- 米国特許法第101条
- 新規かつ有用な**方法、機械、製品**若しくは**組成物**、又はそれらについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それに対して**特許を受けることができる**。

### ◆ Judicial Exceptions (司法例外)

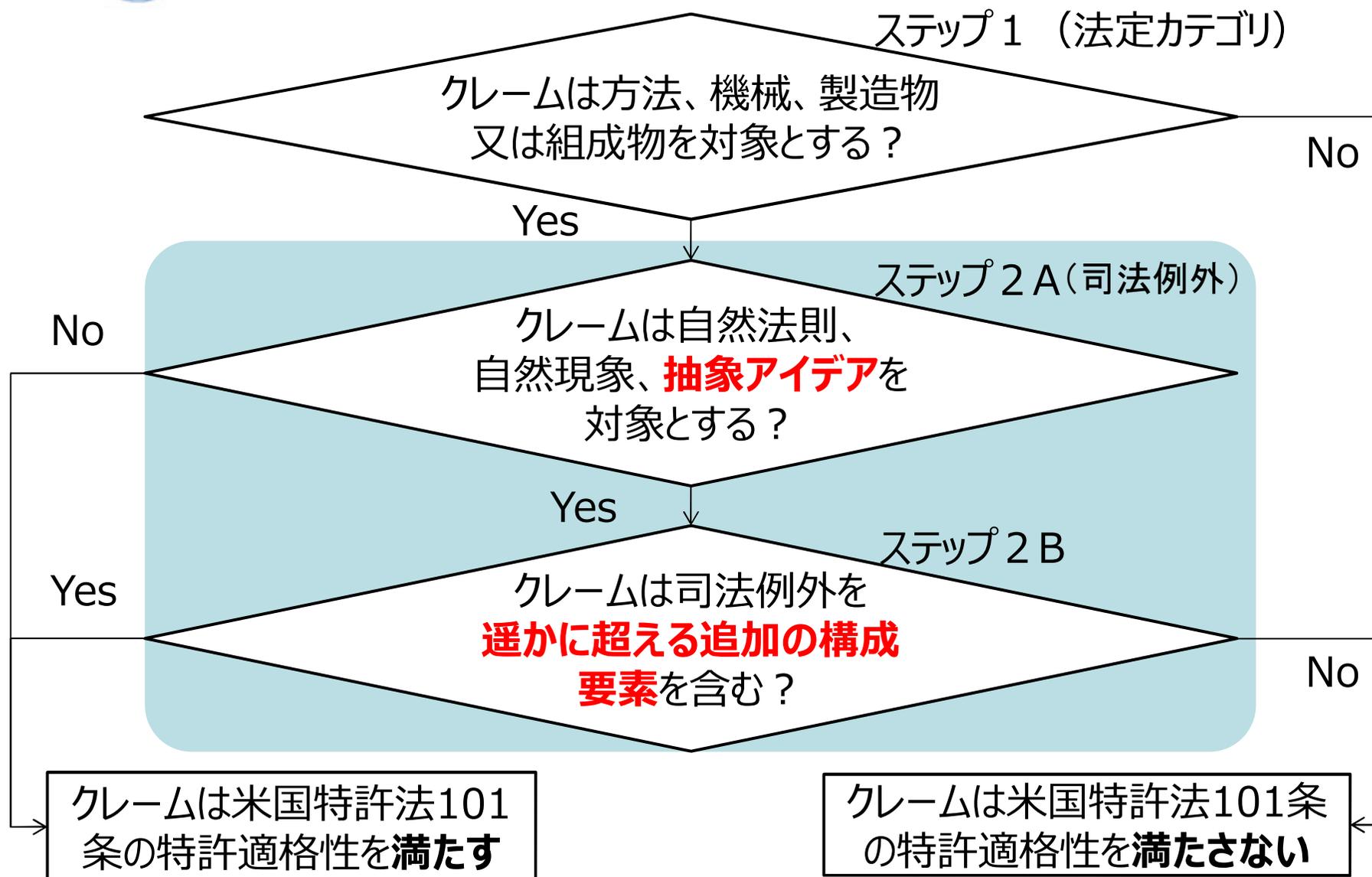
- 判例：Diamond v. Diehr判決等
- **自然法則、物理現象、抽象アイデア** は、**特許対象に含まれない**

↓  
ソフトウェア関連発明が  
影響を受ける対象





# 特許適格性の判断フロー





## Abstract Idea(抽象アイデア)の例

- ◆ Fundamental economic practices **[基本的な経済慣行]**
  - 経済・商取引に関連する概念。  
例：契約書・法的義務・ビジネス関係による組織間の取決め
- ◆ Certain Methods of Organizing Human Activity **[人間活動を体系化する特定の方法]**
  - 人間・組織間の活動に関連する概念。  
例：人間関係・当事者間決済・社会活動・行動等の人の活動の管理、更に、法的義務の回避、広告・マーケティング・販売活動・人間の精神活動の管理も含む。
- ◆ An Idea 'Of Itself' **[アイデア自体]**
  - 「紙とペンを用いた思考又は精神思考」のような具現化されていない概念・計画・構想のようなアイデア
- ◆ Mathematical relationships / formulas **[数学的關係]**
  - 数学的アルゴリズム・数学的關係・数式・計算のような数学的概念





# “Significantly more”を満たす例

“Significantly more”=「遥かに超える」

- ◆ **他の技術・技術分野についての改良**
- ◆ **コンピュータ自体の機能の改良**
- ◆ 特別な機械に抽象アイデアを適用
- ◆ ある物を別の状態・物への変換又は還元をもたらす
- ◆ クレームに特定分野で有用となることを限定するステップを追加、又は、特定分野で一般的ではない限定を追加
- ◆ **抽象アイデアの使用を特定環境に関連づけた以上の意味のある限定**





## “Significantly more”を満たさない例

- ◆ 抽象アイデアに「コンピュータに実装する」の言葉の追加、又は、コンピュータに抽象アイデアを実装するための単なる命令を追加
- ◆ 抽象アイデアに、業界で周知の処理を追加
- ◆ 抽象アイデアに、重要ではない課題解決処理を追加
- ◆ 抽象アイデアの使用を特定環境に関連付けただけ
- ◆ **コンピュータの一般機能（必ず非該当と判断されるのではない）**
  - 繰り返し演算の実行
  - データの受信、実行、格納
  - 物理文書からデータの電子的なスキャン・抽出
  - 電子的記録保存
  - 精神的活動の自動化
  - ネットワークを介したデータ受信・送信





## 特許適格性のガイドラインの発行状況

- ◆ 2014.07 予備的ガイドライン
- ◆ 2014.12 2014 Interim examination Guidance
- ◆ 2015.01 追加事例
- ◆ 2015.07 **July 2015 Update**



事例掲載





# 事例のリスト

- ◆ 事例(全27件)の内、**抽象アイデアが扱われた事例は13件**
- ◆ **5の事例群に分類**

Ex.	Source	Title
1	AI-1	Removing Malicious Code From Email Messages
2	AI-2	Composite Web Page
3	AI-3	Digital Image Processing
4	AI-4	Global Positioning System
5	AI-5	Digital Image Processing
6	AI-6	Game of Bingo
7	AI-7	E-Commerce With Transaction Performance Guaranty
8	AI-8	Distribution Of Products Over The Internet
21	July 2015 Update	Transmission Of Stock Quote Data
22	July 2015 Update	Graphical User Interface (GUI) For Meal Planning
23	July 2015 Update	GUI For Relocating Obscured Textual Information
24	July 2015 Update	Updating Alarm Limits
25	July 2015 Update	Rubber Manufacturing





## 事例群 1

- ◆ 判断フローのステップ 2 Aにおいて抽象アイデアを対象としないクレームであると判断された事例

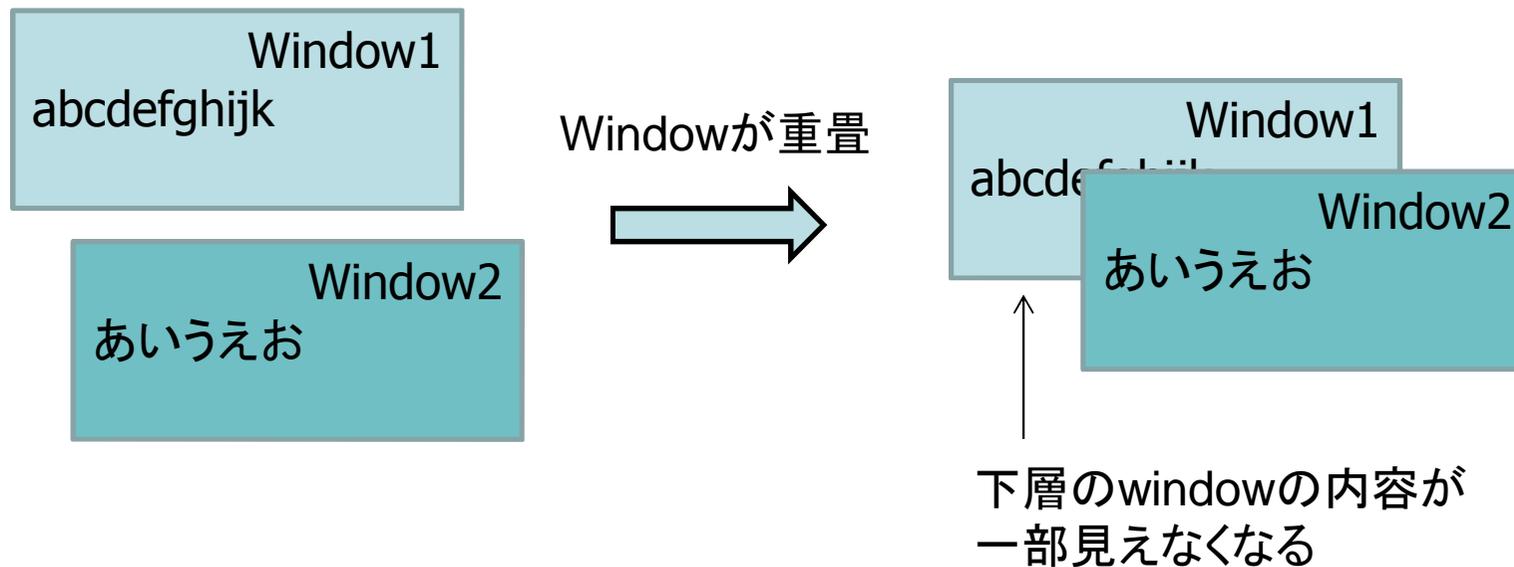
Ex.	Source	Title	判断の概要
1	AI-1	Removing Malicious Code From Email Messages	ウイルス除去という特有の課題を解決する発明のため、抽象アイデアに非該当
2-1	AI-2	Composite Web Page	インターネット特有の課題を対象とする発明のため、抽象アイデアに非該当
<b>23-1</b>	July 2015 Update	GUI For Relocating Obscured Textual Information	GUI特有の課題を解決する発明のため、抽象アイデアに非該当



## 事例23

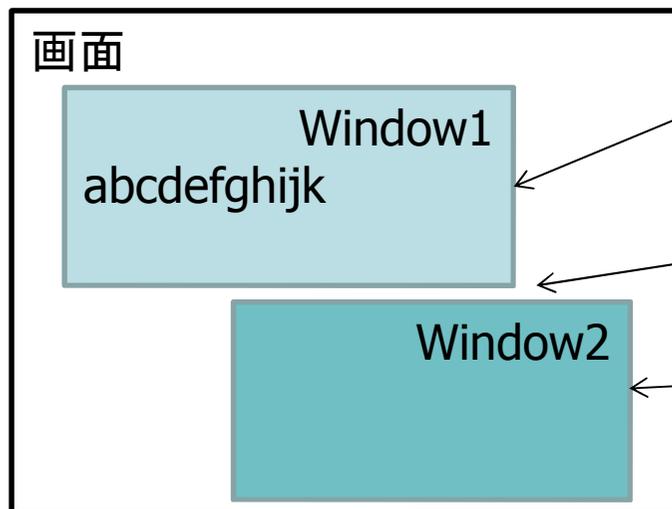
### ◆ 発明概要

- 複数ウィンドウを表示可能なGUIに関する発明
- 同時に表示された複数ウィンドウが重畳すると、下層ウィンドウの内容が見えなくなる





# 事例23 クレーム1



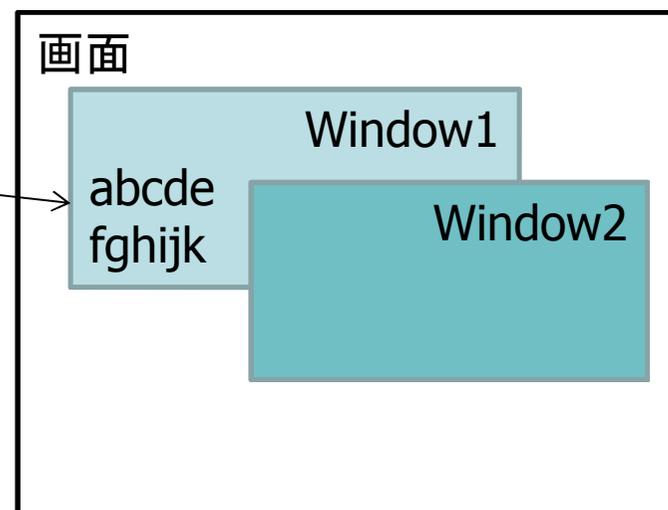
① window1のテキスト情報を  
形式1で表示

③ 重畳状態を検出するために  
windowの境界検出

② window2を表示



④ 重畳状態時、  
window1のテキスト情報を  
視認可能な形式2で再配置





## 事例23 クレーム1

**クレーム1)** GUIで表示された下層ウィンドウのテキスト情報を動的に再配置するコンピュータに搭載された方法であって、前記方法は以下を含む：

- ① コンピュータ画面上でGUI内で第1形式のテキスト情報を含む第1ウィンドウを表示し、
- ② 前記GUI内で第2ウィンドウを表示し、
- ③ 前記第1ウィンドウ内のテキスト情報がユーザの視界から見えなくなるような前記第2ウィンドウと前記第1ウィンドウの重畳状態を検出するために、前記第1ウィンドウと前記第2ウィンドウの境界を継続監視し、
- ④ プロセッサにより、前記テキスト情報が前記ユーザによって前記コンピュータ画面上で視認できるように、重畳状態時に第2形式内の前記第1ウィンドウの見えている部分に前記テキスト情報を自動で再配置し、
- ⑤ 前記プロセッサにより、重畳状態がなくなったときに前記第1ウィンドウ内の前記第1形式に前記再配置済のテキスト情報を自動で戻す。



### ◆ ステップ2A(No)

クレームは複数ウィンドウが重畳したときに、下層ウィンドウのテキスト情報を動的に再配置すること④を記載しており、**GUIにおいて特に発生する問題を克服するためのコンピュータ技術の必要性に根ざしている。**

したがい、クレームは、裁判にて抽象アイデアとされた「基本的な経済慣行、人間活動を体系化する特定の方法、アイデア自体、数学的関係」のいずれにも該当しない。

→抽象アイデアではない。



## 事例群 2

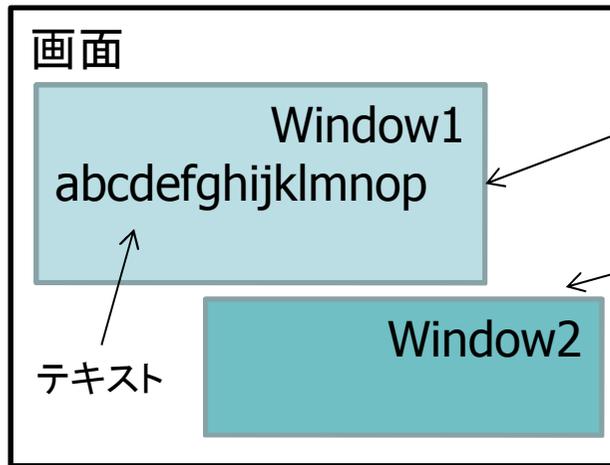
- ◆ 判断フローのステップ 2 Aにおいて抽象アイデア(**数学的関係**)を対象とし、ステップ 2 Bにおいて抽象アイデアを遥かに超える追加の構成要素を**含む**クレームである、と判断された事例

Ex.	Source	Title	判断の概要
<b>23-4</b>	July 2015 Update	GUI For Relocating Obscured Textual Information	数学演算を特定技術に適用し、特定分野の処理性能向上
3	AI-3	Digital Image Processing	数学演算を特定技術に適用し、特定分野の処理性能向上
4	AI-3	Global Positioning System	数学演算を特定技術に適用し、特定分野の処理性能向上
25	July 2015 Update	Rubber Manufacturing	数学演算を特定技術に適用し、特定分野の技術的課題を解決

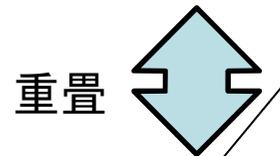




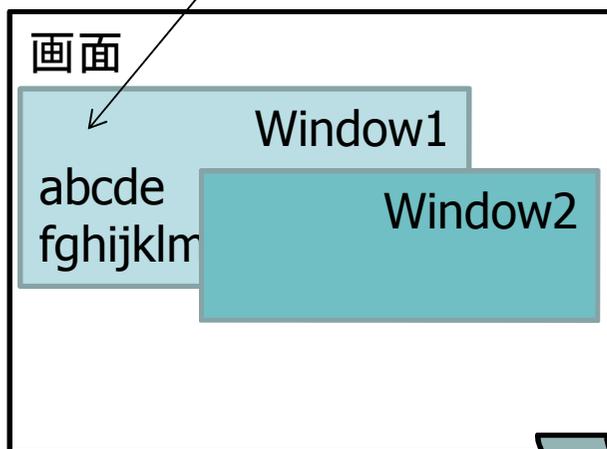
# 事例23 クレーム4



- ① window1のテキスト情報を形式1で表示
- ② window2を表示
- ③ 重畳状態を検出するためにwindowの境界検出

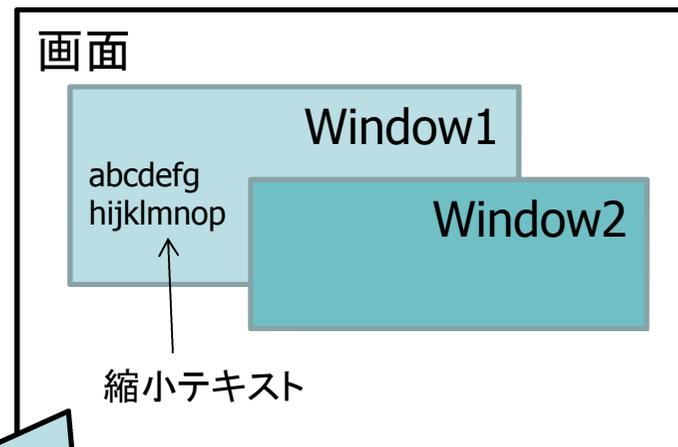


④ 再配置だけでテキスト全てが見えるか判別



- ⑤ window1全領域と可視領域の寸法比較
- ⑥ 寸法比から倍率算出
- ⑦ 倍率でテキスト縮小

⑧ window1の縮小テキスト情報を視認可能な形式2で再配置





## 事例23 クレーム4

GUI For Relocating  
Obscured Textual Information

**クレーム4)** GUIで表示された下層ウィンドウ内のテキスト情報を動的に再配置するコンピュータ実行方法であって、

- ① コンピュータ画面上にGUI内の第一フォーマット内のテキスト情報を含む第一ウィンドウを表示し、
- ② 前記GUI内の第二ウィンドウを表示し、
- ③ 前記第一ウィンドウ内のテキスト情報がユーザの視界から見えなくなるような、前記第二ウィンドウが前記第一ウィンドウに重なる重畳状態を検出するために、前記第一ウィンドウと前記第二ウィンドウの境界を継続的に監視し、
- ④ 前記第一ウィンドウの見えている部分に再配置した場合に全てが視認可能とはならない前記テキスト情報を判別し、
- ⑤ 前記第一ウィンドウの領域の第一の寸法と前記第一ウィンドウの見えている部分の領域の第二の寸法とを計算し、
- ⑥ 前記第一の寸法と前記第二の寸法の間の変異の比率に応じて倍率を計算し、
- ⑦ 前記倍率に基づき前記テキスト情報を縮小し、
- ⑧ プロセッサにより、全ての前記縮小済テキスト情報が前記ユーザによって前記コンピュータ画面上に視認できるように、重畳状態時に第二フォーマットにおいて前記第一ウィンドウの見えている部分に**縮小済テキスト情報**を自動的に再配置し、
- ⑨ 前記プロセッサにより、重畳状態がなくなったときに前記第一ウィンドウ内の前記第一フォーマットに前記再配置縮小済テキスト情報を自動的に戻す。





## 事例23 クレーム4 分析

GUI For Relocating  
Obscured Textual Information

- ◆ ステップ2A(Yes) クレームは領域を計算し、その領域を用いて倍率を計算することを記載しているため、**数学的関係(抽象アイデア)を対象とすると判断される**
- ◆ ステップ2B(Yes) クレームは、ウィンドウを表示、ウィンドウの重畳状態を検出、全テキスト情報を第一ウィンドウの見えている部分に表示可能か否かを判定、計算済倍率でテキスト情報を縮小、第一ウィンドウの見えている部分に縮小済テキスト情報を再配置、重畳状態が解消されたとき元のフォーマットに前記テキスト情報を自動的に戻す、という**追加限定①②③④⑦⑧⑨**を記載する。

**追加限定を順序付けられた組合せ**としてみると、**数学アルゴリズムを特定の技術環境に限定したのではなく、コンピュータの表示機能を改良する数学アルゴリズムの特殊利用**となっている。したがって、クレームは全体として倍率を計算する数学アルゴリズムを遥かに超えることになる





## 事例群 3

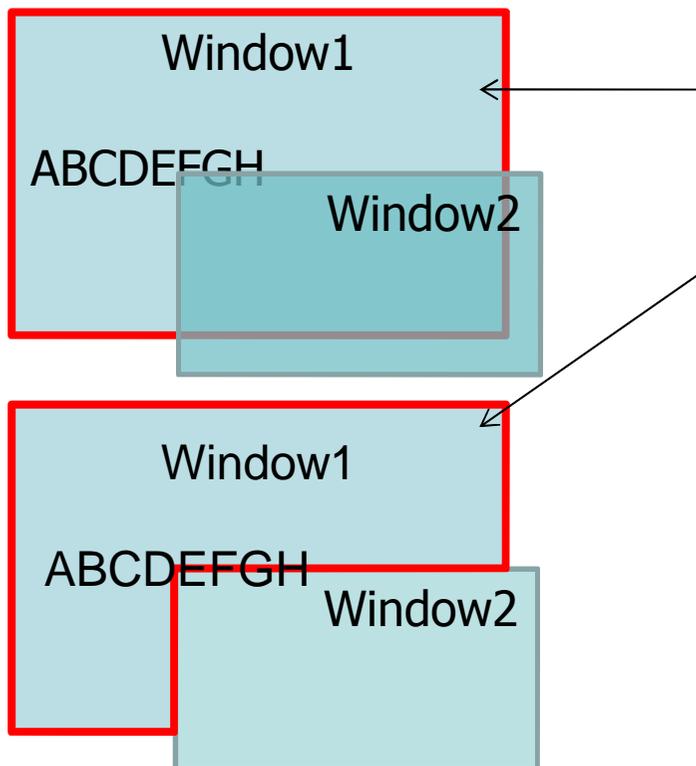
- ◆ 判断フローのステップ 2 Aにおいて抽象アイデア(**数学的関係**)を対象とし、ステップ 2 Bにおいて抽象アイデアを遥かに超える追加の構成要素を**含まない**クレームであると判断された事例

Ex.	Source	Title	判断の概要
23-2	July 2015 Update	GUI For Relocating Obscured Textual Information	数学アルゴリズム
23-3	July 2015 Update	GUI For Relocating Obscured Textual Information	数学アルゴリズム
24	July 2015 Update	Updating Alarm Limits	クレームはアラームリミットに数学アルゴリズムを用いているが、使用方法の限定がなく、意味のある限定を有さない。

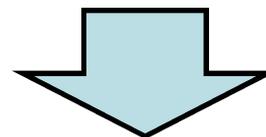


## 事例23 クレーム2,3

GUI For Relocating  
Obscured Textual Information



- ① 画像要素1の特徴データ1を生成
- ② テキスト情報を含む画像要素2の特徴データ2を生成



- ③ 特徴データ1と特徴データ2の差異に比例するようにテキスト情報の倍率を計算

- ◆ クレーム3と2の違いは、クレームBodyに、計算処理③をコンピュータが実行することを記載しているか否か



## 事例23クレーム2,3

GUI For Relocating  
Obscured Textual Information

**クレーム2)** GUIで表示されたウィンドウ内のテキスト情報のサイズを変更する、**コンピュータによる実行方法**であって、以下を含む：

- ① 第1画像要素の領域を特徴づける第1データを生成し；
- ② テキスト情報を含む第2画像要素の領域を特徴づける第2データを生成し；
- ③ 前記第1データと前記第2データの間の差異に比例するように前記テキスト情報の倍率を計算する。

**クレーム3)** GUIで表示されたウィンドウ内のテキスト情報のサイズを変更する、コンピュータによる実行方法であって、以下を含む：

- ① 第1画像要素の領域を特徴づける第1データを生成し；
- ② テキスト情報を含む第2画像要素の領域を特徴づける第2データを生成し；
- ③ **前記コンピュータにより、**前記第1データと第2データの間の差異に比例するように前記テキスト情報の倍率を計算する。





- ◆ ステップ2A(Yes) クレームは領域を計算し、倍率を計算するためにその領域を用いることを記載しているため、数学的関係(抽象アイデア)を対象とする
- ◆ ステップ2B(No)
  - クレームのBodyは数学アルゴリズムであり追加限定はない
  - Preambleは、プロセスがコンピュータで実現され、テキスト情報がウィンドウに含まれるという記載を含む。Preambleの記載はクレームがコンピュータのGUI環境で使用されるという**発明の目的・用途を述べているに過ぎず、クレーム範囲を限定するものではない。**→抽象アイデアを超える限定とはならない



- ◆ ステップ2B(No) クレームのBodyは倍率計算ステップがコンピュータによって実行されることを限定している。この限定によってPreambleの記載はクレームを限定していると解釈される。したがって、クレームは数学アルゴリズムがGUI環境においてコンピュータに実装される追加限定を含む
- ◆ しかし、**特定の技術環境に抽象アイデアの使用を限定するだけでは遥かに超えることにはならない。**「コンピュータによる実行」という言葉の限定だけでは、コンピュータ技術は改良されているものの、クレーム発明は改良を実現する意味のある限定を提供しない



## 事例群 4

- ◆ 判断フローのステップ 2 Bにおいて、**特定の課題を対象としており**、意味のある限定が含まれているか否かが判断されたクレームの事例

Ex.	Source	Title	判断の概要
21-1	July 2015 Update	Transmission Of Stock Quote Data	特定の技術環境に限定しているだけで、意味のある限定がない。
21-2	July 2015 Update	Transmission Of Stock Quote Data	課題特化しており、限定の組合せは特定のアプリに抽象アイデアを適用させただけではない
2-2	AI-2	Composite Web Page	インターネット特有のビジネス課題を解決している



## 事例21 背景

Transmission Of Stock  
Quote Data

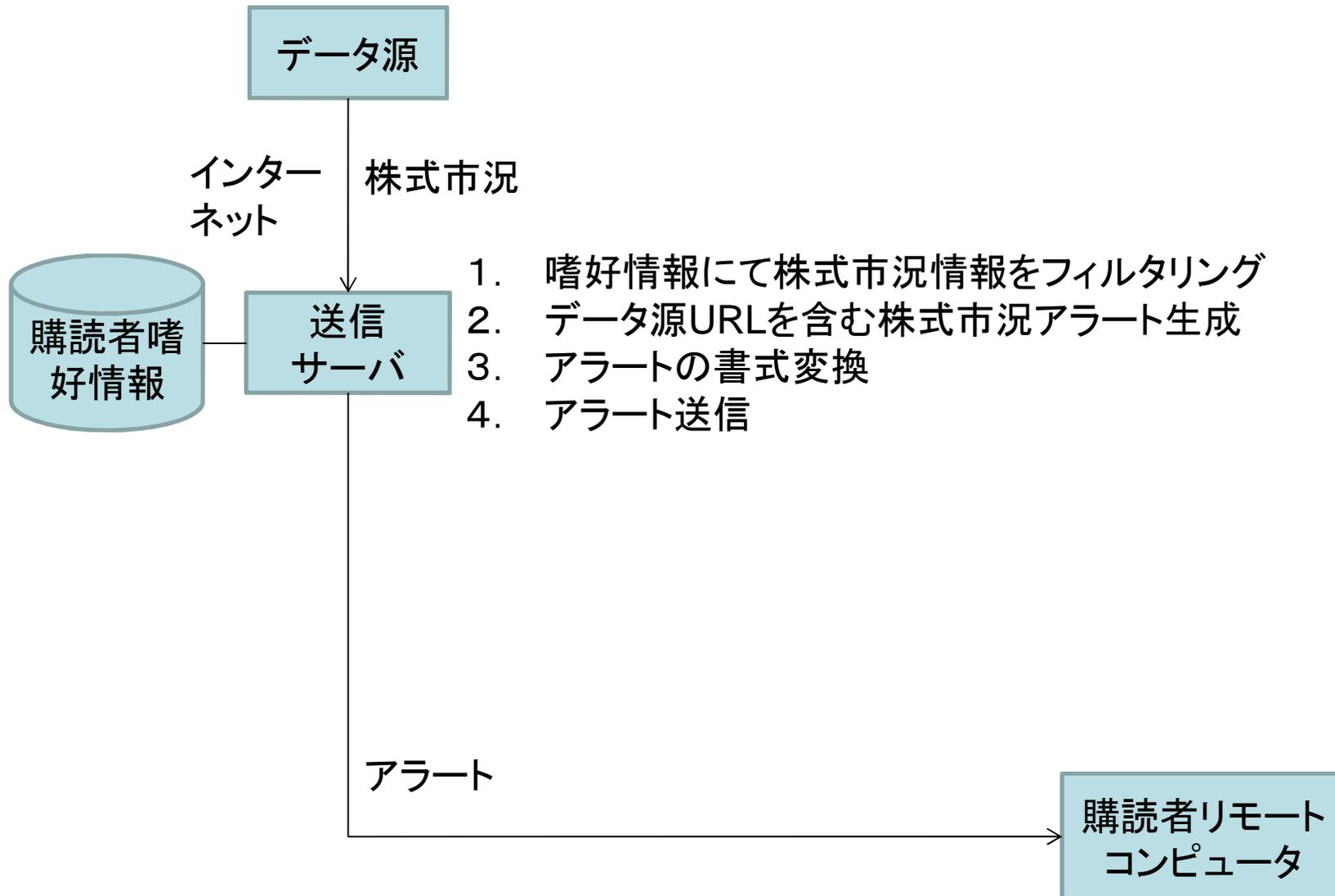
- ◆ 購読者の嗜好(銘柄、価格、タイミング)に合わせ、ニュース源から購読者のPCに株式市況情報を送信する株式市況情報購読サービスを対象とする発明
- ◆ インターネットを介して購読者に株式市況情報を単に送信する株式市況情報購読サービスは公知
  - オフライン状態の購読者PCに通知できない
  - 購読者は大量の情報から必要な株式市況を抽出する必要がある
  - 株式市況情報は時間が重要となるにも関わらず、証券取引所の終了後に情報を受信していた





# 事例21 クレーム1

Transmission Of Stock  
Quote Data





## 事例21 クレーム1

Transmission Of Stock  
Quote Data

**クレーム1)** 購読者リモートコンピュータにネットワークを介して株式市況を配信する方法であって、以下を含む：

インターネットを介してデータ源から送信された株式市況を送信サーバで受信し、前記送信サーバはマイクロプロセッサと、情報フォーマット・宛先アドレス・指定された株価・送信スケジュールのリモート購読者の嗜好を格納するメモリとを含み、前記マイクロプロセッサは、以下を実行する：

1. 前記指定された株価と比較することによって前記受信した株式市況をフィルタリングし、
2. 銘柄・株価・前記データ源の場所を特定するURLと、フィルタリングされた株式市況とを含む株式市況アラートを生成し、
3. 前記情報フォーマットに従ったデータブロックに前記株式市況アラートをフォーマットし、
4. 前記宛先アドレスと送信スケジュールに基づいて、前記リモート購読者のコンピュータに前記フォーマットされた株式市況アラートを送信する。



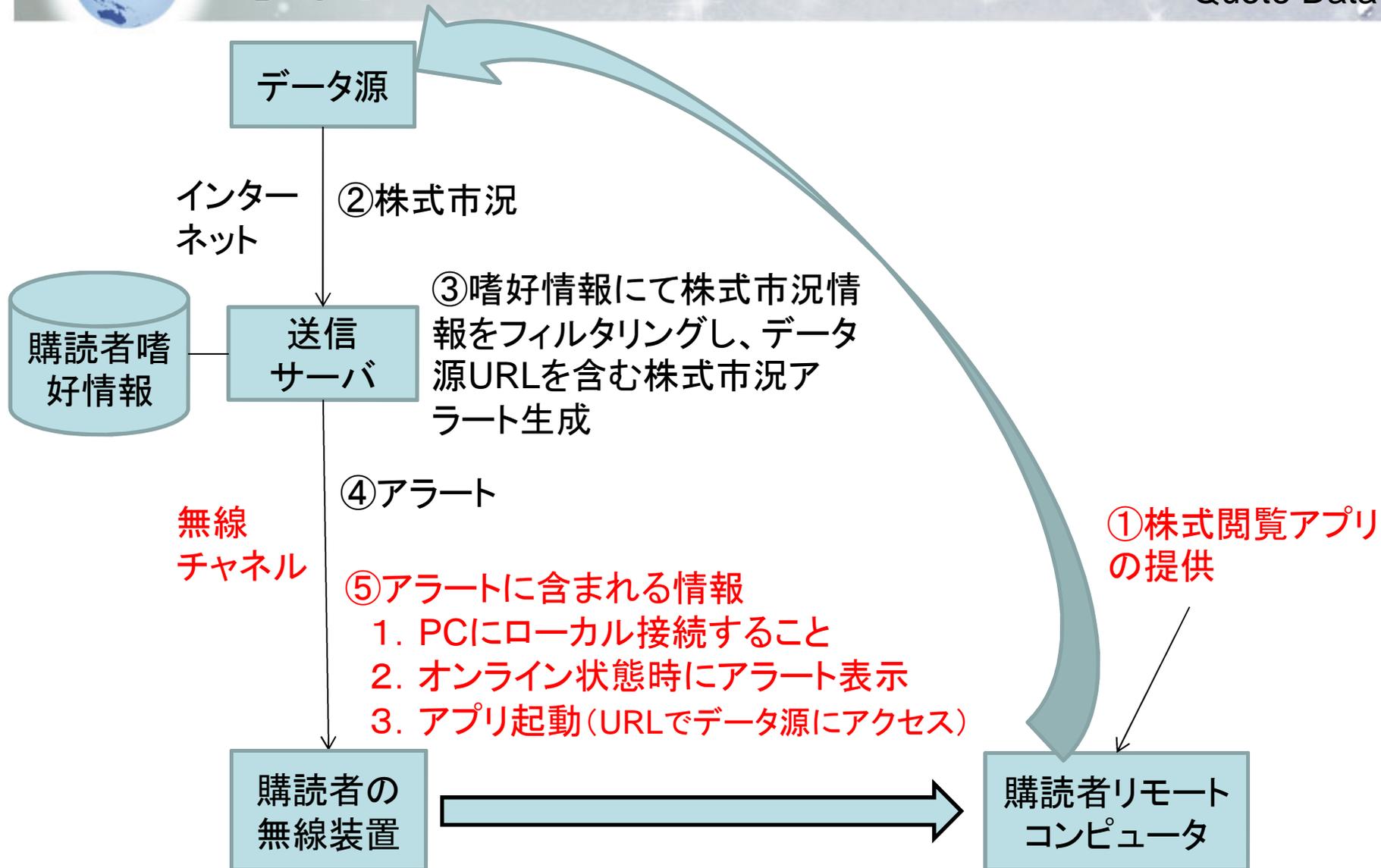


- ◆ ステップ2A(Yes) クレームは送信情報を比較してフォーマット化することを記載している。この記載は精神的に実現可能なデータの体系化と比較であるため、アイデア自体(抽象アイデア)である。
- ◆ ステップ2B(No)
  - クレーム内の送信サーバのメモリ・送信機・プロセッサの追加限定、及び、インターネット限定は、抽象アイデアを特定の技術環境に限定しているに過ぎず、抽象アイデアを遥かに超えることにならない
  - 順序付けられた組合せとして限定を見ても、更なる追加はなく、クレームは抽象アイデアを遥かに超えるものとはならない



# 事例21 クレーム2

Transmission Of Stock  
Quote Data





## 事例21クレーム2

Transmission Of Stock  
Quote Data

**クレーム2)** 購読者リモートコンピュータにネットワークを介して株式市況を配信する方法であって、以下を含む：

- ① **前記購読者リモートコンピュータにインストールするための株式閲覧アプリケーションを購読者に提供し、**
- ② インターネットを介してデータ源から送信された送信サーバで株式市況を受信し、
- ③ 前記送信サーバはマイクロプロセッサと、情報フォーマット・宛先アドレス・指定された株価・送信スケジュールのリモート購読者嗜好を格納するメモリとを含み、前記マイクロプロセッサは  
前記指定された株価と比較することによって前記受信した株式市況をフィルタリングし、  
銘柄・株価・前記データ源の場所を特定するURLと、フィルタリングされた株式市況とを含む株式市況アラートを生成し、  
前記情報フォーマットに従ったデータブロックに前記株式市況アラートをフォーマットし、
- ④ 前記宛先アドレスと送信スケジュールに基づいて、**前記リモート購読者の無線装置に無線通信チャンネルを介して**前記フォーマット済株式市況アラートを送信する、
- ⑤ **前記アラートは、前記無線装置が前記購読者リモートコンピュータにローカルに接続し、且つ、前記購読者リモートコンピュータがオンラインとなる場合に、前記購読者リモートコンピュータに前記株式市況アラートを表示し、前記URLによってインターネットを介して前記データ源への接続を可能とする前記株式閲覧アプリケーションを活性化させる。**



### ◆ (ステップ2B(Yes))

クレームは、無線装置にデータチャネルを介して送信サーバからの株式市況アラートを送信し、購買者PCがオンライン状態のときにインターネットを介してデータ源への購買者PCからの接続を可能にし、購買者PCに株式市況アラートを表示させる株式閲覧アプリを提供する**追加限定④⑤①を含む**。追加限定のそれぞれは購読者嗜好を格納し、アラートを送信するものであり、抽象アイデアを超えない。

しかし、追加限定を順序付けられた組合せとして見ると、購読者PCがオフラインのときに、重要情報を購読者に至急アラートするというインターネット中心の課題を対象にしている。組合せは、特定のアプリケーションに抽象アイデアを適用させただけではないステップを提供する。追加限定の順序付けられた組合せはインターネット中心の技術課題に根ざした解決方法を開示しているため、送信・比較・体系化の処理を遥かに超えることになる。



## 事例群 5

- ◆ 以下の事例群は、判断フローにおいて抽象アイデアを遥かに超える追加の構成要素を含まないと判断された

Ex.	Source	Title	判断の概要
5	AI-5	Digital Image Processing	基本機能
6	AI-6	Game of Bingo	基本機能
7	AI-7	E-Commerce With Transaction Performance Guaranty	コンピュータに実装しただけで、意味のある限定がない。
8	AI-8	Distribution Of Products Over The Internet	コンピュータに実装しただけで、意味のある限定がない。
22	July 2015 Update	GUI For Meal Planning	コンピュータに実装しただけで、意味のある限定がない。



## 事例22背景

Graphical User Interface  
For Meal Planning

- ◆ 本発明は肥満問題の解決を課題とし、特に、専門家がデザインしたダイエット計画にユーザが従い易くなるように視覚面から支援する方法である。
- ◆ 本発明のシステムは「UI・食事DB・食物DB・写真メニュー・食事ビルダ」を含む。例えば、ユーザがダイエット計画における効果を見ながら、各日の食事を選択するだけでなく、新規作成するための食事計画の修正も可能にする。
- ◆ 本発明の目的は人間の食事態度に影響を与えることである。





## クレーム1)

コンピュータ化された食事計画システムであって、  
ユーザインタフェース、  
食品オブジェクトのデータベース、および  
前記ユーザインタフェースに、前記データベースから食事を  
表示する食事ビルダーであって、ユーザは前記食事の内容を  
変更し、カスタマイズされた食事目標に対する、変更後の食  
事の影響を見ることができる食事ビルダー  
を含む食事計画システム。



- ◆ ステップ2A(Yes) クレームはダイエット目標に基づき食事を選択・修正するためのシステムを記載している。**食事プランニングのプロセスは人間の精神活動**であり、アイデア自体(抽象アイデア)である。
- ◆ ステップ2B(No) クレームの追加限定は、インタフェース付き食事計画のコンピューター化、DB、食物データの選択と比較するコンピュータプログラムを有する。

これらの追加限定は、基本的なデータ処理であり、食事プランニングという抽象アイデアをコンピュータ上で実装するための単なる指示に相当する。

追加の限定を順序付きの組合せとして捉えた場合であっても、基本的なデータ処理を超えるものを追加していない。



## 事例8 発明概要

E - Commerce With Transaction  
Performance Guaranty

- ◆ 現金およびクレジットカードへの限定的なアクセスしか有していない人々による、著作権設定済デジタルメディア（ビデオ、音楽等）の著作権侵害問題に対処する発明。
- ◆ 本発明の著作権設定済の素材の配信サービスは、利用者が著作権設定済の素材にアクセスする際、スポンサーのメッセージを見るor相互通信する選択をさせる。その後、スポンサーは著作権者に使用料を支払う。以上により、利用者は、金銭支払なく素材にアクセスできる。この発明は、一連の詳細なステップを使用して製品の交換を成し遂げる。





## 事例8クレーム

E - Commerce With Transaction  
Performance Guaranty

**クレーム1)** ファシリテータを介しインターネットを介した製品の配信のための方法であって、以下を含む：

コンテンツ提供者から、知的財産権保護によってカバーされ、購入によって利用可能であって、各メディア製品はテキストデータ、音楽データ、ビデオデータの少なくとも一つに含まれるメディア製品を受信する第1ステップ、

アクティビティログにアクセスすることで前記スポンサーメッセージが過去に表示された全回数がスポンサーの取引サイクル数より下回ることを確認して、前記メディア製品に関連付けられる複数のスポンサーメッセージからスポンサーメッセージを選択する第2ステップ、

インターネットウェブサイトでの販売のために前記メディア製品を提供する第3ステップ、

前記メディア製品への一般アクセスを制限する第4ステップ、

前記消費者が前記スポンサーメッセージを閲覧することを前提条件として前記消費者にチャージなしで前記メディア製品にアクセスすることを消費者に依頼する第5ステップ、

前記メディア製品へのアクセスが依頼されたことに対応して前記要求を送信する前記消費者から、前記スポンサーメッセージを閲覧する要求を受信する第6ステップ、

前記消費者からの前記要求受信に応答して、前記消費者へのスポンサーメッセージを表示する第7ステップ、

前記スポンサーメッセージが相互通信メッセージでないとき、前記スポンサーメッセージの表示を支援するステップの後に前記メディア製品へのアクセスを前記消費者に許可する第8ステップ、

前記スポンサーメッセージが相互通信メッセージであるとき、前記消費者に少なくとも一つのクエリーを表示し、前記少なくとも一つのクエリーの応答を受信した後に前記メディア製品へのアクセスを前記消費者に許可する第9ステップ、

前記スポンサーメッセージが表示された合計数を更新して、前記取引イベントを前記アクティビティログに記録する第10ステップ、

表示された前記スポンサーメッセージの前記スポンサーから支払いを受信する第11ステップ。





## 事例8分析

E - Commerce With Transaction  
Performance Guaranty

- ◆ ステップ2A(Yes) クレームは、著作権設定済メディアにアクセスすることの引換えに広告を表示する11のステップを記載している。クレーム発明は通貨として広告を使用する概念を対象としており、基本的な経済慣行(抽象アイデア)である。著作権設定済メディアを受信し、広告を選択し、選択済広告の視聴の引換えとなるメディアを受け付け、広告を表示し、メディアへの消費者によるアクセスを許可し、広告のスポンサーからの支払を受取るような、**アイデアを狭める限定の追加では、クレームを抽象的でないものを対象とすることにはできない。**
- ◆ ステップ2B(No)
  - クレームのログの更新は単なるデータ収集であり、**プレソリューションアクティビティ(重要でない前処理)**である。消費者からの要求を必要とし、一般アクセスを制限する限定は、通貨として広告を用いる概念において必要となるありきたりの処理であるためプレソリューションアクティビティである。インターネットの限定は、特別な技術環境に抽象アイデアを単に限定したのみある。したがって、追加限定は抽象アイデアを遥かに超えるものにはならない。
  - 組合せとして追加限定を見た場合であっても、インターネット環境に一般ルーチンを当嵌め、通貨として広告を利用する従来からの活動を実行者に指示しているに過ぎない。
- ◆ クレームは通貨として広告を使用する抽象アイデアを遥かに超えるものにならない。





ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～

